



# 将監西小ガイド 2022

—— 安心して通学するための将監西小学校生活 Q&A ——

〒981-3132 仙台市泉区将監 10 丁目 29-1 TEL 373-1287 Fax 373-2013

## 1. 欠席・遅刻・早退・登下校に関して

Q. 欠席・遅刻・早退させるときはどう連絡したら良いですか？

A. 体調不良や通院、御家庭の都合などで学校を欠席する場合は、連絡帳に理由を記入して、登下校時に兄弟姉妹または近隣の児童に預けてください。連絡帳を使えないときは、保護者の方が電話連絡をお願いします。電話連絡の場合は、7:45から8:25までの間をお願いいたします。また、Eメールで連絡する場合は学年、クラス、氏名、欠席理由を記入し

「[shousai@sendai-c.e.jp](mailto:shousai@sendai-c.e.jp)」に送信してください。9:00までに連絡がなく、お子さんが学校へ来ていないときには、安否確認のため、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に順を追って連絡させていただきます。場合によっては、家庭訪問をする場合もあります。

遅刻する場合は、欠席と同様です。遅れて登校する場合は、できるだけ、教室まで保護者の方が付き添ってください。連絡がなくお子さんが学校へ来ていないときは、安否確認のために学校から電話連絡をさせていただきます。

早退する場合は、あらかじめ分かっているときは、連絡帳で担任へ連絡をお願いします。緊急時は、電話で知らせてください。なお、早退の時は、安全確保の観点から、お子さんを一人で帰すことはできません。お手数ですが、児童調査票に書かれている引受人の方に確実に引き渡すために校舎内までお迎えをお願いします。

Q. 親族の告別式に参列したいのですが、欠席になりますか？

A. 児童との続柄により、忌引となる場合があります。忌引は、出席停止と同じ扱いとなりますので欠席にはなりません。日数などは、続柄や移動距離によりますので、担任に御相談ください。

### 主な忌引の日数

父母死亡の時・・・7日	祖父母死亡の時・・・5日
兄弟姉妹死亡の時・・・4日	伯叔父母・曾祖父母・・・4日

Q. 入院することになり、長い間欠席します。何か手続きなどはありますか？

A. 入院などの理由によって長期欠席し、給食の実施日で7回以上食べない場合は、給食を止める必要があり、給食費の返金が発生しますので、必ず事前に担任へ御連絡ください。

Q. 病院でインフルエンザの診断を受けました。欠席になりますか？

A. 下記の学校感染症は、「欠席(病欠)」ではなく、法令上「出席停止」扱いとなります。下記以外の感染症でも、医師の指示により「出席停止」となる場合もあります。「出席停止」の診断を受けたらすぐに学校に連絡してください。「出席停止」扱いの感染症が完治し登校するときは、感染症の種類によって規定が異なりますので、担任や教頭、養護教諭までお問い合わせください。



新型コロナウイルスに感染した、または濃厚接触者となった場合は学校まで連絡をお願いいたします。この場合も「出席停止」となります。また、発熱や風邪の症状がある場合も「出席停止」となります。

なお、ノロウイルスやロタウイルスによる感染性胃腸炎にかかった場合は、教育委員会からの指導により、2週間は給食当番ができませんので御承ください。

### 学校感染症

インフルエンザ、百日咳、風疹(三日はしか)、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふく風邪)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核髄膜炎菌性髄膜炎 その他医師の指示によるもの

Q. 仕事で朝早く出なければなりません。子どもを早めに登校させても良いですか？

A. 児童には、8:10に登校するように指導しています。朝早い時間は、出勤している職員の数は限られるため、安全管理上課題があります。こうした事情を御理解の上、お子さんを登校させていただきますようお願いいたします。

Q. 将監西小の下校時刻について教えてください。

A. 将監西小では、最終授業終了時刻から20分前後で下校(=教室を出る)させることを原則としています。現在、放課後は校庭では遊ばせず、一斉下校としています。帰宅後遊びに出かけても、家に帰る(家に着く)のは、遅くとも17:00までです。また、子供たちだけで学区外に出ることも禁止しています。

なお、学校では「放課後は、まずまっすぐ家に帰り、出かけるときには家にランドセルを置いてから行き先を残して出かけること」と指導しています。この約束を各御家庭でも確認していただき、遊びに行く際は、行き先を話したり、書き残したりするといった約束事を御家庭の中で決めておいてください。

## 2. 緊急時の対応に関して

Q. 災害発生時や緊急時の対応を教えてください。

A. 警戒宣言(地震)の発令や火事・風水害(大雪)などの災害は、いつどこで起こるか分かりません。日頃から緊急時の対応について御家族で十分に話し合い、確認しておいてください。

将監西小からの緊急時の連絡は、緊急配信メールを使って行います。非常災害時は、電話が通じないことも考えられますので、まずは緊急配信メールにより連絡します。機種変更などでメールアドレスや電話番号を変更した場合は、速やかに担任まで御連絡ください。

なお、不審者などの情報についても、随時、学校からのお便りなどでもお知らせしていきます。



以下の場合、学校へ迎えに来ていただき、**保護者への直接引き渡し**を行います。

- 市内で震度5強以上の地震発生
- 学校侵入傷害事件の発生
- 学区内及び近隣で殺傷などの重大事件発生(犯人未拘束の場合)
- 台風などで下校が無理な場合

Q. 自家用車で学校に行くことはできますか？

A. 児童の事故防止と駐車場の広さから、自家用車での御来校(乗り入れ)は、御遠慮いただいております。事情があり、お子さんを送迎する場合も、校地内に車で入ることはできません。送迎のために、校地周辺に停車して待機する場合も、校門から離れて停車するなど、児童の事故防止に十分御留意ください。

Q. 学校から「お子さんが体調を崩した(けがをした)」との連絡がありました。どうすれば良いですか？

A. 子供たちが体調を崩したり怪我をしたりした場合は、まず保健室で容体を観察します。その上で、受診や自宅での静養が必要であると判断した場合は、その旨を保護者の方に連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。

電話連絡は、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に、順を追っていたします。緊急の場合には、学校の判断で、タクシーまたは救急車で病院へ搬送する場合があります。その際は、保険証を持って、慌てずに病院へいらしてください。



Q. 「学校でけがをしたら保険が適用される」と聞きました。どういった手続きでしょうか？

A. 学校管理下の事故による災害(けがなど)で、初診から治療までにかかった費用(医療費総額)が総計5000円以上のものについては、日本スポーツ振興センターに災害給付申請を行うことができます。掛け金(児童一人につき460円)は、加入に同意さ

れた方のみ、同意書と共に毎年学校一斉に集金しております。

給付の申請は、学校を通して行いますが、申請に使用する書類は、通院の際、保護者から病院に申告して書いていただきます。ただし、給付事由が生じた日から2年間給付申請を行わないと、災害給付を受ける権利が時効により消滅します。災害給付制度について不明な点があるときは、保健室の養護教諭までお問い合わせください。

なお、管理下外の事故の場合、保護者の方も含め、「仙台市PTA協議会傷害補償制度」の適用を受けられる場合があります。この掛け金(一家庭1000円)は、PTA会費と一緒に集金しております。保証の申請やこの制度に関する問い合わせは、PTA総会資料でお示しする内容を御確認の上、「日本海上日動事故受付センター」(0120-720-110)に直接お問い合わせください。

## 3. 学習用具や持ち物に関して

Q. 学校で使う文房具はどんな物を選んだら良いですか？

A. 児童がより集中できる学習環境の整備と学力向上を目指して、文房具も目安を決めています。以下の目安に沿って、文房具の準備をお願いします。準備が難しい場合は、担任まで御相談ください。また、購入した教材・教具、あるいは、教科書などには必ず記名をしていただくと共に、万が一紛失(破損)した場合は、まずは担任まで御相談ください。

### 筆入れ

箱形でキャラクター等の図柄が入っておらず、児童が授業に集中できるもの。缶のペンケースやジッパー付きのものは避けてください。



### 筆入れの中身

2Bの鉛筆5本、消しゴム1個、赤青鉛筆1本  
シャープペンは持ってきません。

### 下敷き

丈夫で無地のもの。できれば、A4サイズ。B5サイズでも良い。

### ノート

各学年各教科毎にマス目の数や行数などを指定して使わせています。詳しくは、担任までお問い合わせください。

### 道具袋の中身

はさみ(良く切れるもの)、のり(スティックタイプと褐色の液状タイプの2種類)、セロハンテープ(小型のテープカッターに付けて)、色鉛筆(12色以上のもの、白の入っている15色を推奨)、パス(16色程度で油性のもの)

### その他の学習用具

鍵盤ハーモニカや書道セット、裁縫セットなど各学年で必要となる教材・教具は、その都度、使う時期が来たら各学年で紹介・周旋いたします。

Q. 体育着や水着は指定のものがありますか？

A. 指定の運動着があります。ホワイト急便将監 11 丁目店 (373-2354) で取り扱っています。転入した場合などはサイズ変更で買い換えるまで前の学校のもので構いません。

水着は、指定のものはありませんが、学習にふさわしい華美でない機能的なものを御用意ください。

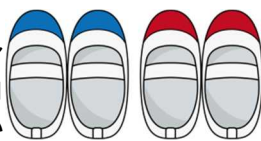
水泳帽には指定があります。学年毎に色が変わり、6 年間その色を使います。指定の色のものを御用意ください。

令和 4 年度 水泳帽

1 年：赤 2 年：黄 3 年：緑

4 年：オレンジ 5 年：ピンク 6 年：青

上靴 (指定品はありませんが、靴底の厚いものは避けてください。パレーシューズの場合、つま先の部分の色は自由です。上面とかかたに記名をお願いします。)



名札は、指定のものがあります。ホワイト急便将監 11 丁目店で購入することができます。値段は、80 円です。なお、基本的に下校時には名札を外して教室に置き、次の日に登校したら着用することとなります。

Q. 教室に忘れ物をしてしまいました。取りに行かせても良いですか？

A. 放課後、児童が忘れものを取りに来校することは、行き帰りの危険防止の観点から、基本的には推奨していません。どうしてもやむを得ない場合は、遅くとも 18:00 までに保護者の方が付き添った上でお願いします。来校の際は、職員玄関から入り、必ず職員室に立ち寄った上で教室に入るようにお話しください。土日祝日など、学校が閉庁しているときは、対応できません。

なお、登校時に忘れ物に気づき、途中から家に戻ることも大変危険です。学校では、「登校途中に家に戻ることはしない。」と子供たちに指導していますので御理解をお願いいたします。

Q. 校内で落とし物をしてしまいました。どこに聞けば良いですか？

A. 校内及び校地内で拾った落とし物は、職員室に届きます。記名を確認し、記名があれば持ち主に渡し、記名のないものは職員室前廊下のロッカーの上に置いてあります。落とし物をしたときは、まずは、職員室までお問い合わせください。

なお、授業参観の機会を利用して、1 階西側廊下に落とし物の展示を行っております。もしその中にお子さんの持ち物があったときは、職員室にお声がけの上、お持ち帰りください。

保存スペースの都合上、展示後は全て廃棄させていただきますので、御了承願います。

#### 4. 給食に関して

Q. 将監西小の給食は、一食いくらで作っているのですか？

A. 将監西小学校の給食は、仙台市野村学校給食センターにおいて作られています。一食は、290 円で作られています。その食材費は、各御家庭から徴収している給食費でまかなわれています。食材費に関する市からの補助金はありません。従って、給食費の納入が滞ると、食材費が減り、結果的に子供たちの給食メニューに影響が出てしまいます。野菜などの食材も値上がりしています。子供たちにおいしい給食を提供し続けるためにも、給食費のスムーズな引き落としに御協力をお願いします。

なお、給食費の全額援助を含む「就学援助」の相談・申請は、随時受け付けておりますので、本校事務室までお気軽にお問い合わせください。

Q. 食物アレルギーがあります。給食の対応を教えてください。

A. アレルギーで食べられない食材がある場合は、その内容を把握する必要があります。まずは担任に連絡をしてください。養護教諭や給食担当者を交えて保護者の方と学校で面談を行い、給食の対応について相談させていただきます。



#### 5. 教育相談に関して

Q. 子供や家庭のことで相談したいことがあります。

A. 担任への連絡や相談があるときは、まずは連絡帳をお願いします。緊急の時は電話でも構いません。面談の希望などがあれば、遠慮なくお申し出ください。なお、担任への連絡や相談のお電話は、授業時間や勤務時間の関係上、できるだけ 16:00 から 17:00 までの間をお願いいたします。担任以外であれば、8:20 から 16:50 までの間、随時受け付けております。なお、出張などで不在の場合もありますので、その際は後ほどお返事いたします。

保護者の方からの相談については、担任の他に、以下の職員も対応しております。それぞれの相談時間は、教頭までお問い合わせください。

・教頭 ・養護教諭 ・教育相談担当教諭 ・生徒指導担当教諭  
・スクールカウンセラー

児童からの相談については、担任の他に、以下の職員も対応しております。

・養護教諭 ・さわやか相談員 ・スクールカウンセラー

Q. 子供が「友達にいじめられた」といっています。心配です。どうしたら良いでしょうか。

A. 相手のある怪我やいじめなど、子供に関するトラブルについては、「事実を確認すること」を第一に対応を進めています。まずは担任、あるいは、紹介した職員に御相談ください。子供たちや保護者の方からそのような訴えや連絡があったときは、

担任を中心に、被害を訴えた子→関わっているとされた子→周りにいた子の順で聞き取りを行い、事実関係を把握します。その後、把握した内容についてつきあわせながら、再度子供たちに確認を行っていきます。さらに、把握した内容は聞き取りを行った児童の保護者にも、報告・説明していくことを基本としています。心配な事案については、その後も継続して様子を見ながら、再発防止に努めます。

子供たちに聞き取りを行う中で、話の内容に食い違いが生じる場合もあります。その場合は、その食い違いを含めて、学校で把握した内容を随時報告していきますので御理解ください。

解決までに時間を要する場合がありますが、子供たちのよりよい人間関係づくりのために、今後も丁寧な対応と指導を心がけていきます。御理解と御協力をお願いいたします。

## 6. 個人情報の管理に関して

Q. 勤務先が変わりました。学校に知らせる必要はありますか？

A. 年度当初に書いていただいた「児童調査票」の記入内容に変更があったときは、必ず、担任を通してお知らせください。こちらで追記し変更いたします。特に、緊急の連絡に関わる自宅や携帯、勤務先などの電話番号やメールアドレスは確実に連絡をお願いします。



Q. 友達の家に連絡したいので、電話番号を教えてください。うことはできますか？

A. 電話番号を始め、児童の個人情報に関しては、慎重かつ厳重に取り扱っております。本人（保護者）の同意がない限り、学校から教えることはできませんので御了承ください。

Q. 携帯電話を持たせることはできますか？

A. 本校では、原則として、児童の校内への「携帯電話（スマホも含む）の持ち込み」は禁止しています。お子さんに携帯電話を持たせる場合には、まず、事故防止の観点から、各御家庭でルールなどをしっかり決めた上で持たせてください。その上で、保護者の方がやむを得ず校内への持ち込みが必要と判断された場合は、理由を詳しく書いた「持ち込み申請書」を提出していただきます。校内で申請理由などを精査の上、校長が許可をした場合のみ持ち込みを可とします。万が一「申請書」にある「誓約」内容を守っていただけない場合は、許可を取り消すこともありますので御了承ください。また、持ち込まれた携帯電話の破損や紛失については、学校は責任を負うことはできませんので御理解ください。

## 7. 転出・転入・学校変更に関して

Q. 引っ越しすることになりました。どのような手続きが必要ですか？（転出の場合）

A. 「転出の手続き」に従って行ってください。

なお、将監西小学校で使用していた教科書、教材、学用品などは、絶対に処分しないでください。転学先でも継続して使用することがあります。同じ教科書の場合、紛失すると再給付されず、自己負担で購入することになりますので、御注意ください。

また、夏休み中や冬休み中に転出が決まった場合も、速やかに学校まで御連絡ください。

### 転出の手続き

1. 転校が決まったら、まずは担任へ御連絡ください。所定の「転出届」を担任よりお渡しします。最終登校日、転居先、転校する学校が決まり次第、「転出届」に御記入ください。
2. 転校先の学校へ早めに電話連絡をお願いします。その際は、「手続きのための来校日、登校開始日、学年、児童氏名、保護者氏名、新住所、現住所、現学校名、連絡先（携帯など）」を相手校にお伝えください。
3. 将監西小での最終登校日に「在学証明書、転学児童用教科用図書給与証明書、児童名ゴム印」（通称「三点セット」）をお受け取りください。教材費などの精算（返金）をする場合は事前にお伝えします。念のため、御来校の際は、印鑑の準備をお願いいたします。
4. 上記「三点セット」と、市役所などで住所変更した際に発行される「就学通知書」を持って、転校先の学校で手続きをしてください。原則「就学通知書」がなければ転入手続きをすることができません。詳細は転学先の学校にお問い合わせください。

Q. 将監西小の学区へ引っ越します。どのような手続きが必要ですか？（転入の手続き）

A. 上記「転出の手続き」を参考にしてください。将監西小での手続きも同じです。まずは、電話で御一報いただき、手続きのための来校日を決めた上で、「就学通知書」他必要書類を持って御来校ください。



Q. 学区外に引っ越しをするのですが、そのまま将監西小へ通うことはできませんか？

A. お子さんが就学する市立の小・中学校については、教育委員会で住所による通学区域に基づき指定しています。基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、教育委員会の許可により、指定された学校以外の小・中学校への通学（指定学校変更）が認められる場合があります。この指定学校変更の許可基準は、仙台市教育委員会のWEBページにも掲載されていますので御参照ください。また、指定学校の変更を希望される場合は、仙台市教育局総務企画部学事課奨学調整係（214-8860）にお問い合わせください。